

国際課税

グローバル・ミニマム課税の全体像 (法人税)

ポイント

OECDでのBEPS包摂的枠組みの合意のうちのグローバル・ミニマム課税（第2の柱）について、令和5年度税制改正にて所得合算ルール（IIR）が法制化され、令和7年度税制改正にて軽課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）について法制化されます。

改正内容

【現行】令和5年度税制改正にて法制化

(1) 所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）令和6年4月以後開始する会計年度から適用

軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで親会社の国で課税



令和7年度税制改正にて法制化

(2) 軽課税所得ルール（UTPR : Undertaxed Payment Rule）令和8年4月以後開始する会計年度から適用

軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで子会社等の国で課税



(3) 国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）令和8年4月以後開始する会計年度から適用

自国にある会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで自国で課税（他国によるIIRやUTPRの発動を回避できる）



(政策的優遇等により実質税負担が15%を下回っている)

日本でQDMTTが課税された場合、他国でIIR・UTPRは課税されない。逆も同様。

グローバル・ミニマム課税（国際最低課税額（IIR））（法人税）

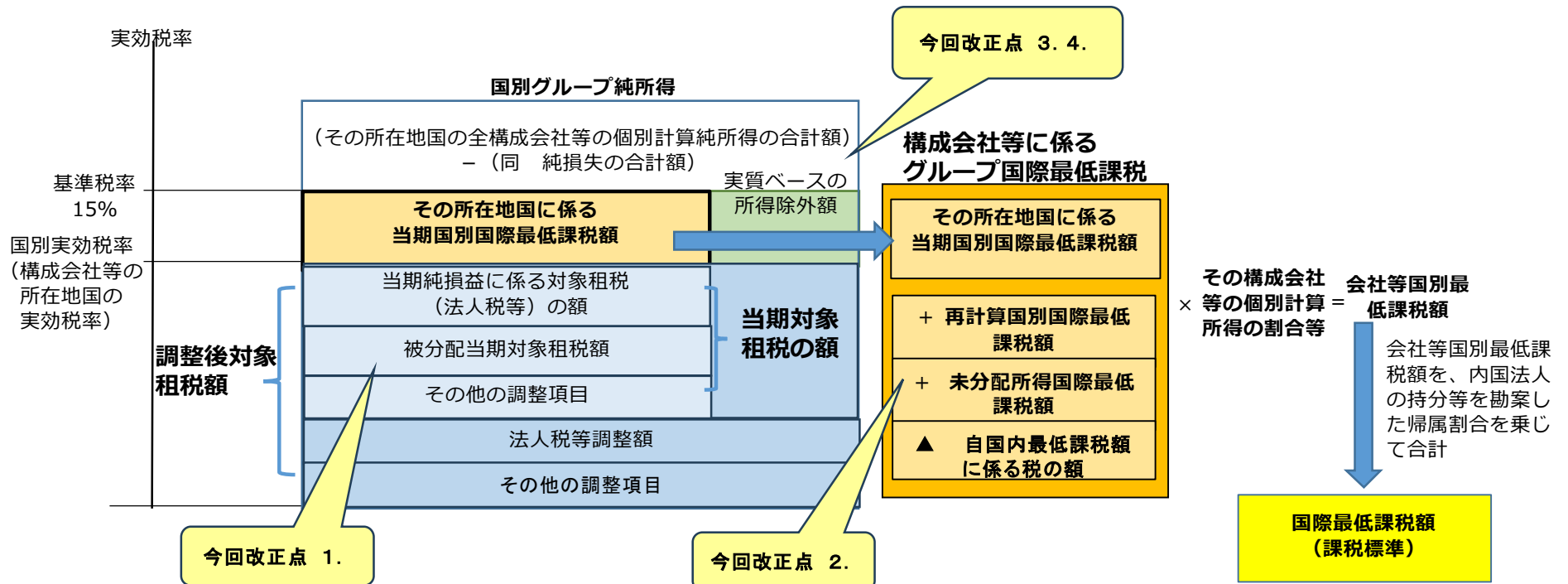
ポイント

所得合算ルール（IIR）について、OECDの追加ガイダンスや国際的議論の内容を踏まえ、必要な見直しや要件に係る明文化等がされます。

改正内容

■ 現行制度の概要と主要な改正案

所得合算ルール（IIR）の課税標準計算の流れのイメージは以下のとおりです。今回改正では下記のうちいくつかの要素の計算について、次ページ、次々ページのように見直しがされます。



改正内容

■ 現行制度の概要と主要な改正案

項目	現行	改正案
1. 調整後対象租税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 調整後対象租税額は、国又は地域で適用する実行税率計算のための基準となる税額です。構成会社等の各対象会計年度の当期純損益金額に係る対象租税（構成会社等の所得に対する法人税等で一定のもの）の額その他の事情を勘案して一定の計算（※1）により算定します。 ※1 次のような調整計算が定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ①パススルー課税や外国子会社合算税制（相当する各国税制も含む）等の対象となり、構成会社の純損益のうち親会社等に帰属するとされ親会社等で合算されて課税された対象租税額（「被分配当期対象租税額」）の加算 ②税効果会計による法人等調整額の加算 ③過去年度に過少あるいは過大に算定された税額の調整 国別実効税率は下記の算式で算定されます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{国別実効税率} = \frac{\text{その国又は地域を所在地国とするすべての構成会社等の調整後対象租税額の合計額}}{\text{国別グループ純所得金額}}$ </div>	<p>外国子会社合算課税の対象となる他の構成会社等の調整後対象租税額の計算について、法人税等調整額がその対象に加えられることとなります</p>
2. 再計算国別国際最低課税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 国際最低課税額の算定に際し、「再計算国別国際最低課税額」を勘案することが求められています。再計算国別国際最低課税額は、過去対象会計年度の当期国別国際最低課税額について当該年度終了の日以後に生じた一定の事情を勘案して再計算が求められる場合（※1）に、当初の算定額を再計算した額に満たない場合の、その満たない金額の合計額をいいます。法人税法施行令や財務省令にて詳細な計算方法（※2）が定められています。 ※1 過去の純損益が過大あるいは過少であると判明した場合など ※2 対象となる過去年度以降減少した対象租税額や、過去年度に計上した税効果の金額が過大や過少であった場合に一定の方法で計算したその金額を控除するなど 	<p>現行で既に定められていた、対象会計年度終了までに取り崩されなかった繰延税金負債の金額を減額する措置について、繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例が設けられます（具体的特例内容は大綱に明記なし）</p>

改正内容

■ 現行制度の概要と主要な改正案

項目	現行	改正案
3. 構成会社等 間の取引価格	<p>◎ 当期純損益金額計算での独立企業間価格の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 国別実効税率等を算定する基礎となる構成会社等の当期純損益金額の算定にあたって、以下の場合は独立企業間価格（同一所在地国内では独立企業間価格相当額^{※1}）で取引されたとみなして計算することとされています。 <ol style="list-style-type: none"> 異なる所在地国の他の構成会社又は共同支配会社等に係る他の共同支配会社等との間で取引（資本等取引を除く）をした場合 所在地国が同一である他の構成会社又は共同支配会社等に係る他の共同支配会社等との間で行った資産の販売その他これに類する取引で生じた損失を、当期純損益の計算において損失の額に含めている場合 <p>※1 租税特別措置法の移転価格税制で定める独立企業間価格又は相当額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 異なる所在地国の会社等との間の取引について 現行の対象範囲に加えて、共同支配会社等との間で行われた取引等が含まれることとなります。 所在地国が同一である会社等との間で行った資産の販売取引等について 対象となる会社等の範囲に、その取引で資産を購入した構成会社等も含まれることとなります。
4. 導管会社等 の要件	<p>◎ 導管会社等^{※1}の税引後当期純損益金額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 導管会社等（PEを含む）の構成員の持ち分請求権に相当する部分はその会社等（「対象導管会社等」）の純損益から除いたうえ、多国籍企業グループ内の他の構成会社等の持ち分請求権に相当する部分はその分配を受ける構成会社等（「被分配会社等」）の損益に加算する特例が定められています。 この特例は、被分配会社等と対象導管会社等との間に一つ以上の他の導管会社等が介在し保有関係が連鎖する場合も同様です。 <p>※1 設立国又は地域あるいは構成員の所在国又は地域の租税法令により収入等が構成員の収入とされる（いわゆるパススルー課税）会社等</p>	<p>被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合の特例の適用にあたり、被分配会社等の所在地国の法令で対象導管会社等及び他の導管会社等の収入等がその構成員の収入とされることを要件とすることが明文化されます。</p>

適用時期

明記なし

グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR））

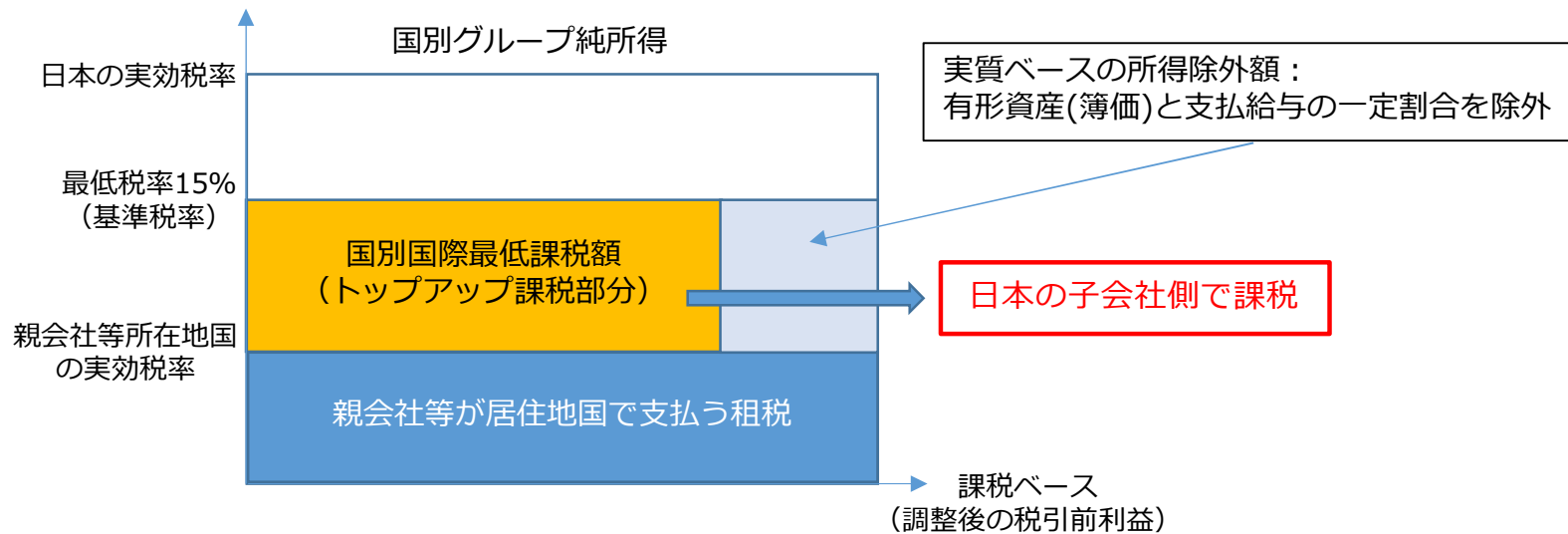
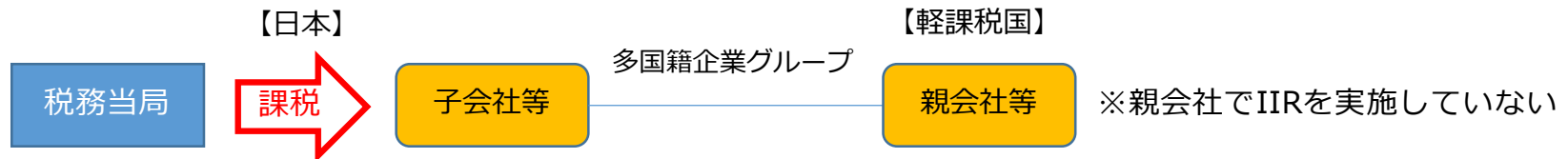
（法人税）

ポイント

グローバル・ミニマム課税（第2の柱）について、軽課税所得ルール（UTPR）に対応する措置が講じられます。

改正内容

軽課税所得ルール（UTPR）は、親会社の所在国が所得合算ルール（IIR）を実施していない等の場合に、軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで子会社等の国で課税を行う制度です。



グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR））

（法人税）

改正内容

	内国法人	外国法人
納税対象者	特定多国籍企業グループ等（※1）に属する構成会社等	特定多国籍企業グループ等（※1）に属し、所在地国が日本である恒久的施設等を有する構成会社等
課税標準	各対象会計年度の国際最低課税残余額（※2）	
適用免除基準	特定多国籍企業グループ等（※1）該当初年度から5年以内、かつ国際的な事業活動の初期段階である場合、残余額ゼロ	
法人税額の計算	課税標準に対して税率100分の90.7を乗じて計算（地方法人税は法人税額に93/907の税率で課税）	
申告及び納付	各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（一定の場合には、1年6月以内）	

- ※1 多国籍企業グループの最終親会社等の連結財務諸表の各対象会計年度の直前4会計年度のうち2以上の年度で総収入7億5,000万ユーロ以上のものをいいます。
- ※2 軽課税国に所在する親会社等の所在地国がIIRを実施していない場合等、IIRで課税されずに残っている金額をもとに計算します。グループ国際最低課税残余額に①と②を合計した割合を乗じて国別国際最低課税残余額を計算し、更に③と④を合計した割合を乗じて課税標準となる各対象会計年度の国際最低課税残余額を計算します。

①従業員数割合	$\frac{\text{日本の従業員等の数}}{\text{全UTPR適用国の従業員等の数の合計数}} \times 50\%$	③従業員数割合	$\frac{\text{その内国法人等の従業員等の数}}{\text{日本の従業員等の数の合計数}} \times 50\%$
②有形資産割合	$\frac{\text{日本の有形資産の額}}{\text{全UTPR適用国の有形資産の額の合計額}} \times 50\%$	④有形資産割合	$\frac{\text{その内国法人等の有形資産の額}}{\text{日本の有形資産の額の合計額}} \times 50\%$

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

グローバル・ミニマム課税（国内ミニマム課税（QDMTT））

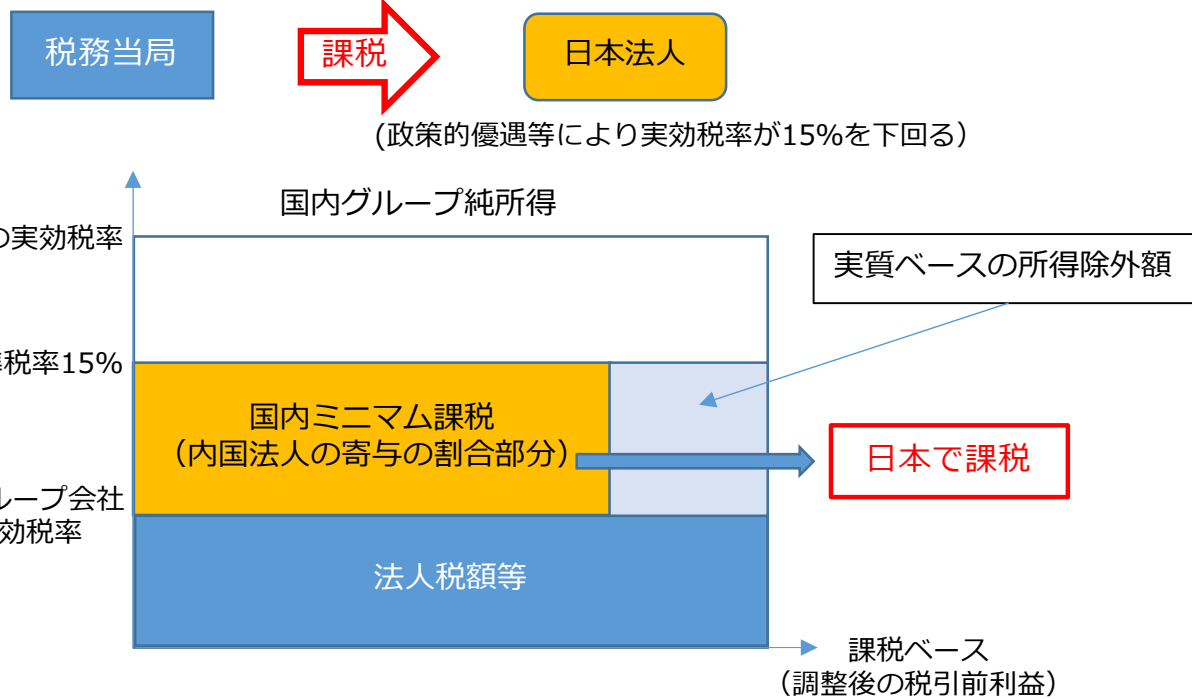
（法人税）

ポイント

グローバル・ミニマム課税（第2の柱）について、国内ミニマム課税（QDMTT）に対応する措置が講じられます。

改正内容

国内ミニマム課税（QDMTT）は、構成会社等である日本のグループ会社の実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に基準税率に至るまで日本で課税を行う制度です。



グローバル・ミニマム課税（国内ミニマム課税（QDMTT）） （法人税）

改正内容

	内国法人	外国法人
納税対象者	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等	特定多国籍企業グループ等に属し、所在地国が日本である恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等
課税標準	各対象会計年度の国内最低課税額（※1）	
適用免除基準	所得合算ルール（IIR）と同様に、収入金額等の基準（デミニマス）や一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な基準（国別報告事項セーフハーバー）その他の基準を満たす場合 特定多国籍企業グループ等該当初年度から5年以内で、かつ国際的な事業活動の初期段階である場合	
法人税額の計算	課税標準に対して税率100分の75.3を乗じて計算（地方法人税は法人税額に247/753の税率で課税）	
申告及び納付	各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（一定の場合には、1年6月以内）	

※1 $(\text{国内グループ純所得} - \text{実質ベースの所得除外額}) \times (\text{基準税率} 15\% - \text{国内実効税率}) \times \text{内国法人の寄与の割合}$ など
(大綱に具体的な記載なし)

なお、グローバル・ミニマム課税については、令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、グローバル・ミニマム課税と関係する既存の税制について必要な検討を行う予定です。

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

外国子会社合算課税 (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

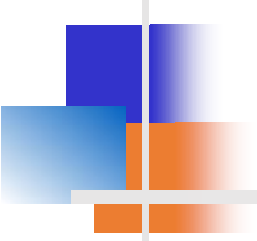
内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）について、下記の通り見直し、簡素化等がされます。
個人住民税、法人住民税及び事業税についてもこれに合わせて所要の見直しが行われます。

改正内容

項目	改正案
合算の時期の見直し	<p>1. 外国関係会社の各事業年度の課税所得は、その外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4か月（現行は2か月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度に合算するように見直しがされます。 この見直しにより、例えば3月決算の内国法人が12月決算の外国関係法人の課税所得を合算するケースであれば、合算する内国法人の事業年度が現行より一事業年度、遅くなり時間的余裕が得られます</p> <p>2. 上記に係る経過措置として、内国法人の令和7年4月1日以前に開始する事業年度においても外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までに終了する事業年度に係る課税所得に限っては、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4か月を経過する日を含むその内国法人の事業年度に合算できる措置が講じられます。 ⇒この措置により、例えば3月決算の内国法人が合算する令和6年12月決算の外国関係会社の課税所得は、原則は現行のまま内国法人の令和7年3月終了事業年度での合算になるところ、令和8年3月終了事業年度での合算で良いこととなります。</p>
申告書添付書類の見直し	<p>申告書に添付することとされている書類のうち以下のものを除外する見直しが行われます。</p> <ul style="list-style-type: none">①株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書②貸借対照表、損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
その他	<p>居住者に係る外国子会社合算課税制度及び特殊関係株主等である内国法人等に係る所得の課税の特例についても、上記と同様の見直しがされます。</p>

適用時期

内国会社の令和7年4月1日以後に開始される事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（令和7年2月1日以後に終了する外国関係会社の事業年度に係るものに限ります）について適用



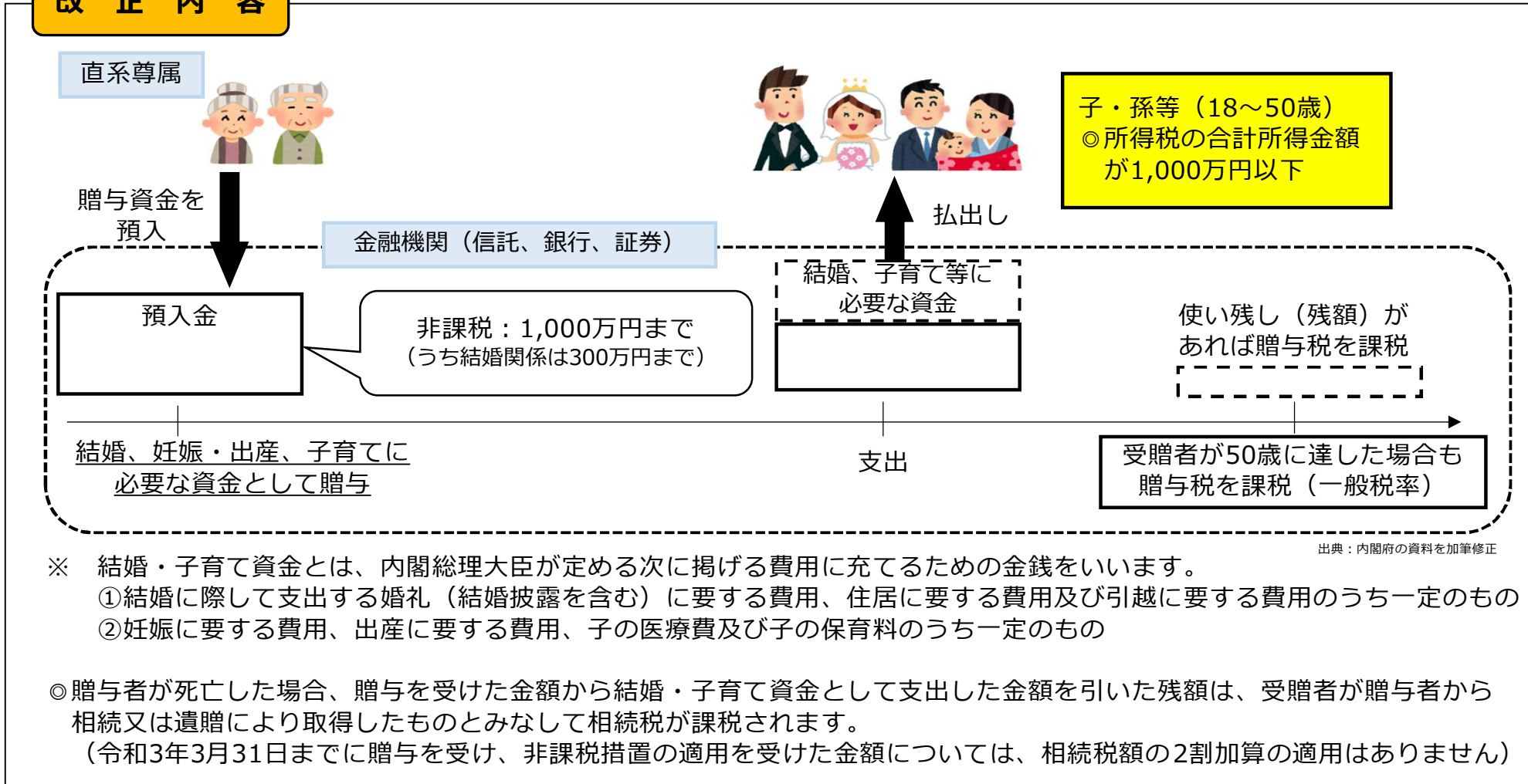
相続税・贈与税

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長

ポイント

直系尊属から結婚・子育て資金（※）の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長されます。

改正内容



※ 結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。

- ①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

◎ 贈与者が死亡した場合、贈与を受けた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を引いた残額は、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます。
（令和3年3月31日までに贈与を受け、非課税措置の適用を受けた金額については、相続税額の2割加算の適用はありません）

適用時期

令和9年3月31日までの贈与について適用

法人版・個人版事業承継税制の適用要件の緩和

ポイント

法人版・個人版事業承継税制について、適用期限が到来するまでの間、当該制度を最大限活用できるように役員等就任要件及び事業従事要件が緩和されます。

改正内容

【法人版 事業承継税制】

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度は、贈与の日の直近3年間、継続して役員等である地位を有していなければならない適用要件があります。この制度の適用期限が令和9年12月31日であり、役員等就任が令和7年以降となる場合、役員等就任後3年経過前に適用期限が到来するため、役員等就任要件の見直しがされます。

項目	現 行	改正案
役員等就任要件	贈与の日まで引き続き3年以上 特例認定贈与承継会社の役員等である	贈与の直前において 特例認定贈与承継会社の役員等である

【個人版 事業承継税制】

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度は、適用期限が令和10年12月31日であるため、適用期限を考慮し、事業従事要件について見直しがされます。

項目	現 行	改正案
事業従事要件	贈与の日まで引き続き3年以上 特定事業用資産に係る事業に従事していた	贈与の直前において 特定事業用資産に係る事業に従事していた

【留意点】

法人版事業承継税制について「極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」と税制改正大綱に記載されています。

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

その他の改正 (相続税・贈与税)

ポイント

その他の相続税・贈与税について、下記の見直しがされます。

改正内容

項目	改正案
【農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度】 営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由の見直し	下記特例の適用を受けることができる事由に、 「 <u>介護医療院へ入所したこと</u> 」が加えられます。 ①農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における 営農困難時貸付け ②山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託
相続税の物納制度の見直し	相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における <u>申請者の平均余命の年数を上限</u> とする等の見直しが行われます。
認定医療法人についての医業継続に係る 相続税・贈与税の納税猶予制度等の見直し	関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件について見直し(※)が行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等が適用されます。 ※ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えることとの要件等についての見直し

適用時期

明記なし



個人所得課稅

基礎控除・給与所得控除の見直し (所得税・個人住民税)

ポイント

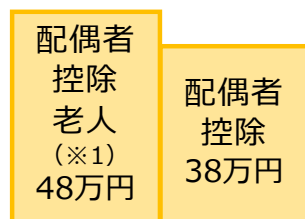
上昇傾向にある物価動向を踏まえて、基礎控除、給与所得控除の最高額が各10万円引き上げられます。現在の控除額となった平成7年から令和5年にかけて、消費者物価（生活必需品など）が20%上昇していることを根拠としています。これにより所得税の最大控除額は、103万円から123万円に引き上げられます。

改正内容

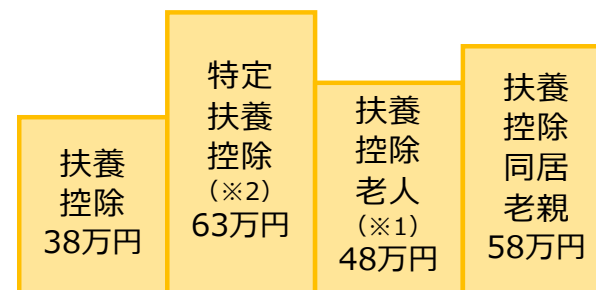
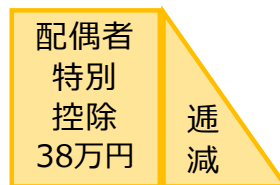
【基礎控除】 納税者の合計所得金額に応じて、2,500万円まで適用されます。

合計所得金額	所得税		個人住民税
	現 行	改正案	改正無し
2,350万円以下	48万円	58万円	43万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	29万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	15万円

【参考 人的控除制度 所得税】



※1 老人70歳以上



※2 特定扶養親族19歳以上23歳未満

出典：財務省資料に一部加筆

適用時期

令和7年分以後の所得税について適用

改正内容

【給与所得控除】

最低保障額が適用される給与収入（※1）である場合、控除額が定額であることに対応するため、現行の55万円から65万円に引き上げられます。

（例）給与収入160万円の場合

現行 課税所得57万円 所得税額28,500円

給与所得控除額55万円	給与所得105万円	基礎控除額48万円	課税所得57万円
-------------	-----------	-----------	-----------------

改正案 課税所得37万円 所得税額18,500円

給与所得控除額65万円	給与所得95万円	基礎控除額58万円	課税所得37万円
-------------	----------	-----------	-----------------

- ※1 最低保障額が適用される給与収入は、162万5千円以下
- ※2 給与所得の源泉徴収税額表及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後適用
- ※3 個人住民税についても同様に引き上げ

【改正に伴う見直し】

合計所得金額等要件	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族の判定	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額	48万円以下	58万円以下
勤労学生の判定	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の所得等の計算の特例 最低保障額	55万円	65万円

適用時期

令和7年分以後の所得税、令和8年度分以後の個人住民税について適用

参考：税金及び社会保険料に係る年収の壁（現行制度）

ポイント

年収が一定額を超えた場合には税金や社会保険料の負担が発生します。所得税については、いわゆる年収の「103万円の壁」について見直しがされます。年収に応じた所得税、住民税及び社会保険料の現行制度の取扱いは下記の通りです。

年収の壁

項目 壁	住民税	所得税	社会保険料	扶養控除・ 特定扶養控除	配偶者控除	配偶者 特別控除
100万円	100万円超で 住民税課税 (※1)	非課税	加入義務なし	控除あり	控除あり	—
103万円	課税	103万円超で 所得税課税	加入義務なし	控除あり (103万円以下)	控除あり (103万円以下)	—
106万円	課税	課税	加入義務あり (※2)	—	—	控除あり
130万円	課税	課税	加入義務あり (※3)	—	—	控除あり
150万円	課税	課税	加入義務あり	—	—	控除あり (150万円超で 段階的に縮小)
201万円	課税	課税	加入義務あり	—	—	201.6万円以上で 控除なし

※1 自治体によって金額の基準は異なります。

※2 106万円（月額8.8万円）を超え、勤務先の企業規模等一定の要件を満たした場合には、加入義務が発生します。

※3 130万円以上となった場合に、会社等の社会保険に加入していないときは、国民年金・国民健康保険料の加入義務があります。

特定親族特別控除（仮称）の創設（所得税・個人住民税）

ポイント

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、下記の金額が所得から控除されます。

改正内容

(1) 親族等の合計所得金額及び控除額の一覧

親族等の合計所得金額		控除額 (所得税)	控除額 (参考：個人住民税)
58 万円超	85 万円以下	63万円	45万円
85 万円超	90 万円以下	61万円	
90 万円超	95 万円以下	51万円	
95 万円超	100 万円以下	41万円	
100 万円超	105 万円以下	31万円	
105 万円超	110 万円以下	21万円	
110 万円超	115 万円以下	11万円	
115 万円超	120 万円以下	6万円	
120 万円超	123 万円以下	3万円	

(2) 上記の控除額が一定以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとなります。

適用時期

- (1) は令和7年分以後の所得税について適用（給与所得者については令和7年分の年末調整より）
- (2) は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用

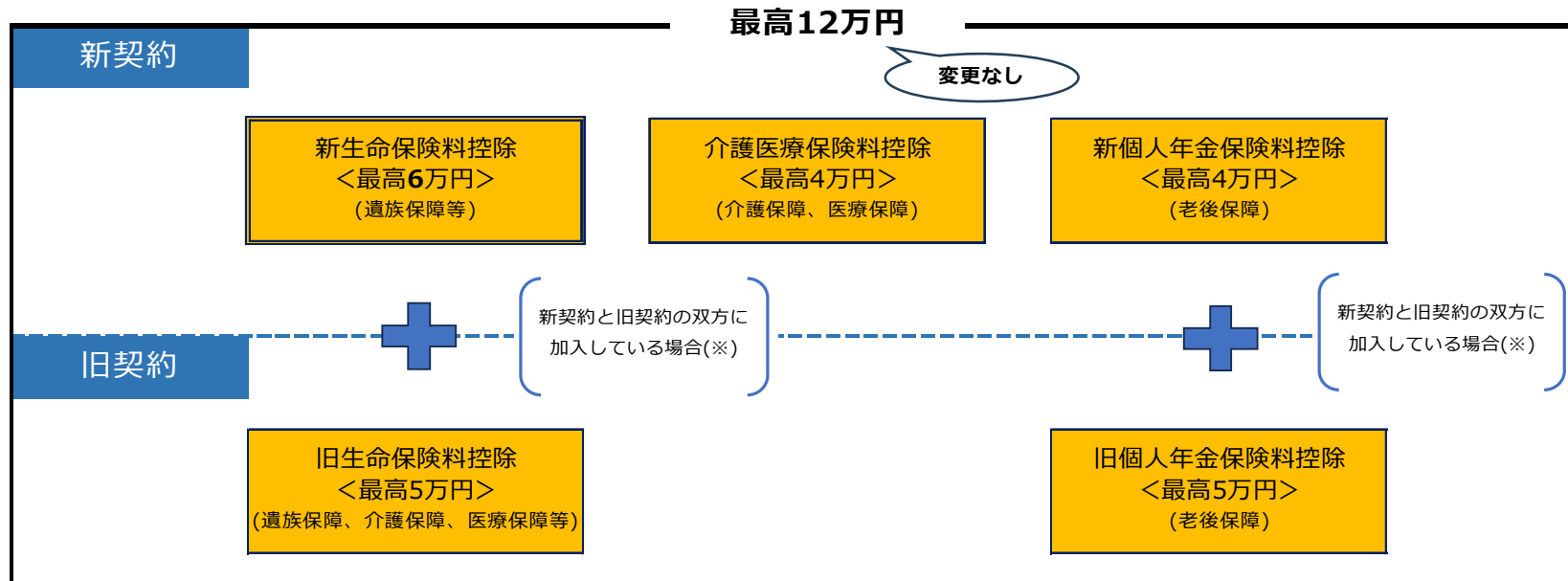
子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 (所得税)

ポイント

子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えに対する税制支援として、一般生命保険料控除の適用限度額が拡充されます。

改正内容

23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円まで増額されます。



年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超 6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円
6万円超 12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円
12万円超	一律6万円

適用時期

令和8年分の所得税について適用

確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

ポイント

働き方やライフコースの多様化・老後の資産形成ニーズの高まりを受け、公正な税負担を確保しつつ、平等な資産形成を支援する観点から、確定拠出年金拠出限度額が引き上げられます。

改正内容

企業型・個人型ともに拠出限度額が引き上げられ、個人が拠出する掛金の限度額上限が撤廃されます。

(確定拠出年金法等の改正が前提)

DB：確定給付企業年金 DC：企業型確定拠出年金

■個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金上限額

		現行	改正案
第1号被保険者	自営業など	月6.8万円	月7.5万円 +7,000
第2号被保険者	公務員	①5.5万円 - (DC事業主掛金+他制度掛金(※1)) ②月2.0万円	6.2万円 - (DC事業主掛金+他制度掛金(※1))
	会社員	DCのみ加入	上限統一 ②の要件が撤廃
		DBのみ加入	
		DCとDBに加入	
会社員	企業年金なし	①と②の少ない方 月2.3万円	月6.2万円 +39,000

■企業型確定拠出年金 (DC) の掛金上限額

		現行	改正案
DCのみ加入	A 掛金上限	月5.5万円	月6.2万円
	Aのうち、従業員のマッチング拠出上限	①5.5万円 - DC事業主掛金 ②DC事業主掛金の額 ①と②の少ない方	6.2万円 - DC事業主掛金 ②の要件が撤廃
DCとDB加入	A 掛金上限	月5.5万円-DB掛金相当額(=B)	月6.2万円-DB掛金相当額(=B) +7,000
	Aのうち、従業員のマッチング拠出上限	①B - DC事業主掛金 ②DC事業主掛金の額 ①と②の少ない方	B - DC事業主掛金 ②の要件が撤廃

※1 他制度掛金 = DB掛金相当額もしくは退職等年金給付等

適用時期

明記なし

個人型確定拠出年金（iDeCo）加入対象の拡大

ポイント

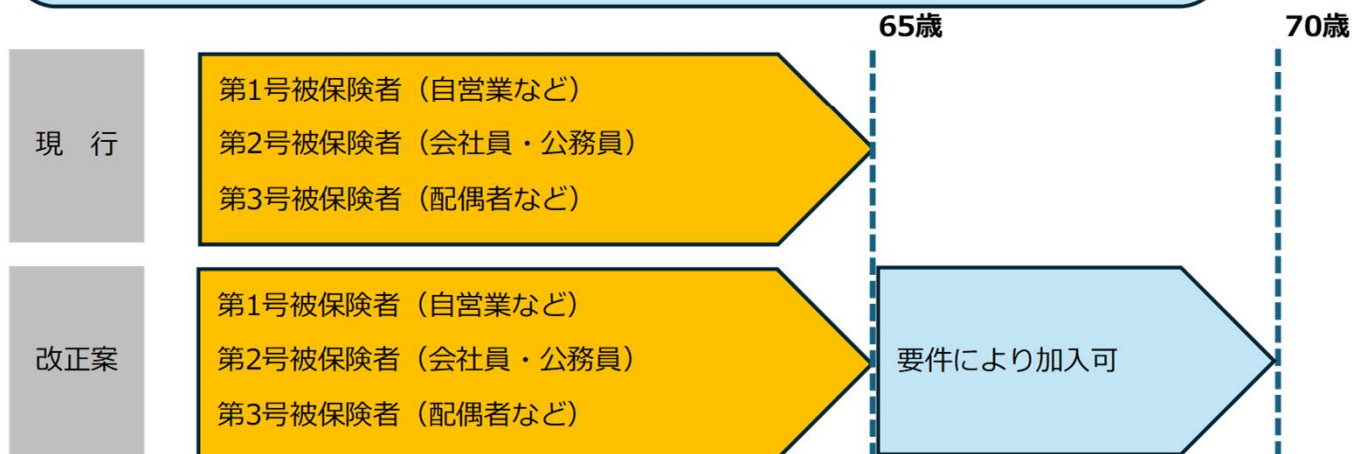
確定拠出年金拠出限度額の引上げと併せて、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）への加入対象が拡大されます。

改正内容

60歳以上70歳未満で一定の要件を満たす者が、新たに制度の対象とされ、拠出限度額は月6.2万円となります。
（確定拠出年金法等の改正が前提）

以下の要件を全て満たす者が、新たにiDeCoの加入対象となります。

- ▶60歳以上70歳未満で現行のiDeCoに加入できない者
- ▶iDeCoの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCoに移換できる者
- ▶老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない



適用時期

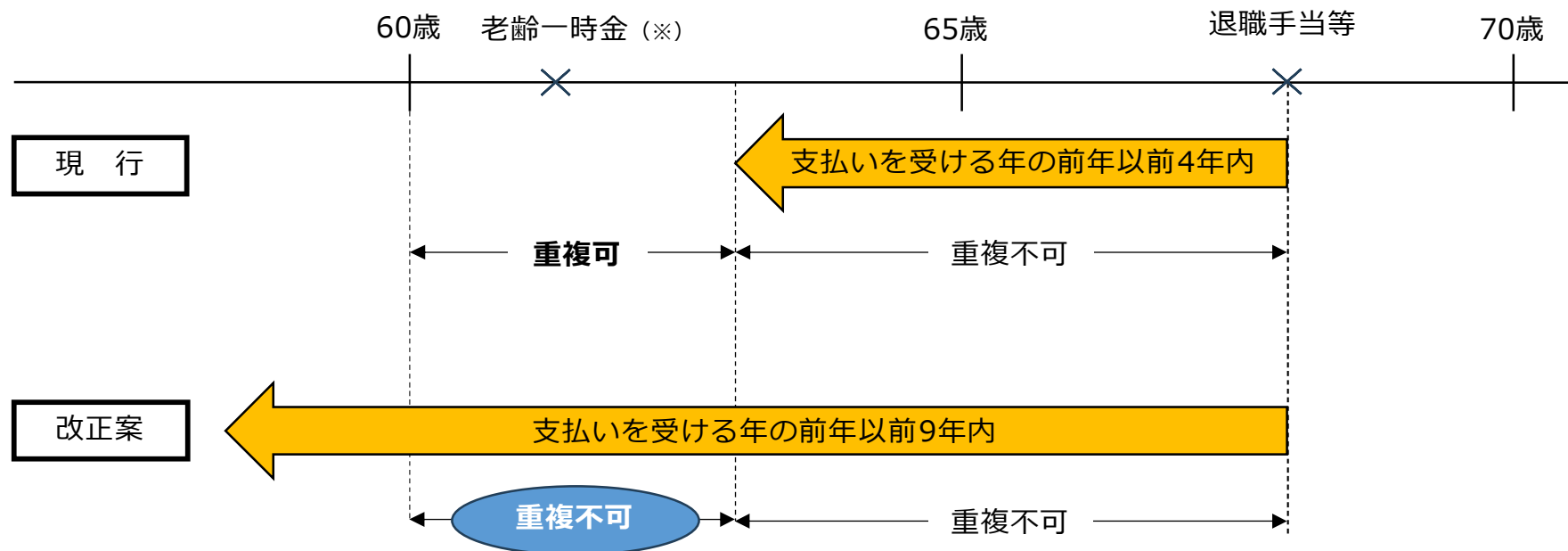
明記なし

退職所得控除の調整規定等の見直し (所得税・個人住民税)

ポイント

退職手当等（DCの一時金を除く）の支払いを受ける年の前年以前9年内（現行4年内）にDC一時金の支払いを受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となります。

改正内容



※ 老齢一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間が10年（現行：7年）となります。

適用時期

令和8年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、退職手当等の支払いを受ける場合について適用

ポイント

スタートアップへの再投資を促進する観点から、保有株式(※1)の譲渡益が発生した年に取得した特定株式等(※2)の取得価額を譲渡益から控除できるだけでなく、翌年に特定株式等を取得した場合にも譲渡益発生年に遡って取得価額に対応する譲渡益の繰戻し還付制度を創設し、再投資期間が2年間に延長されます。他方、特定株式等を取得した年の翌年中に当該株式を譲渡した場合は課税が行われます。

改正内容

特定中小会社等が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の課税の特例について次の見直しの上、延長がされます。

1. 取得段階

(現行) 特定株式等を払込みにより取得した居住者等については、その取得をした年分の保有株式に係る譲渡所得等の金額から、その特定株式等の取得価額の合計額が控除されます。

(改正案) 上記に加えて、その年において生じた特定株式控除未済額(※3)がある場合は、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求(繰戻し還付)(※4)することができます。

2. 譲渡段階

(現行) 居住者等が、特定株式等を払込みにより取得した場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除される金額は、1.の適用を受けた金額から(1)と(2)とのいずれか低い金額を控除した金額となります。

(1) 特定株式等の取得価額の合計額

(2) その取得をした年分の保有株式に係る譲渡所得等の金額の合計額(※5)

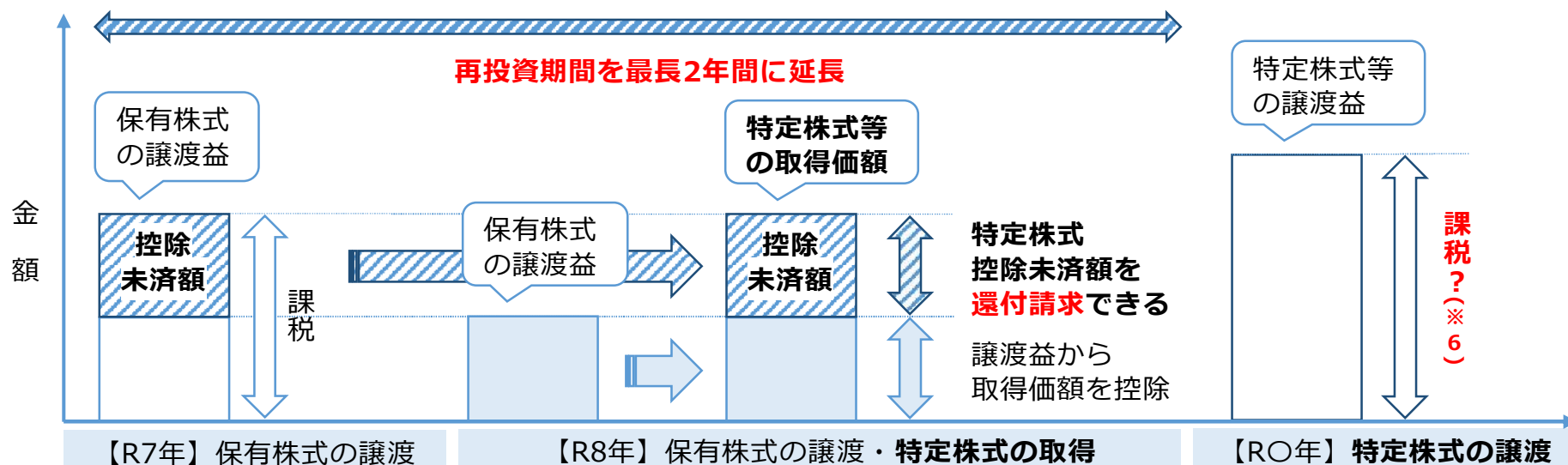
(改正案) 上記に加えて、居住者等が、特定株式等を払込みにより取得した翌年に当該特定株式等を譲渡した場合は、譲渡所得の計算において下記の調整が行われます。

【計算式】 特定株式等の譲渡額 - (特定株式等の取得価額 - 本税制の適用を受けた金額) (※5)

※1 保有株式：一般株式等又は上場株式等

※2 特定株式等：特定中小会社が発行した株式及び特定新規中小企業者が設立の際に発行した株式

改正内容



- ※3 特定株式控除未済額：その年の保有株式の譲渡所得等の合計額が、同年に取得した特定株式等の合計額に満たない部分のうち、特定新規中小企業者により発行される特定株式の取得に要した金額の合計額
- ※4 投資年の前年分の確定申告書に、特定株式等をその年中に払込みにより取得する見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、提出期限までに提出する等の要件を満たすことで適用可能
- ※5 20億円を超える場合には、20億円
- ※6 特定株式等の譲渡時期が取得の翌々年以後については大綱に明記なし
【計算式】特定株式等の譲渡益 = 特定株式等の譲渡価額 - 特定株式等の取得価額

適用時期

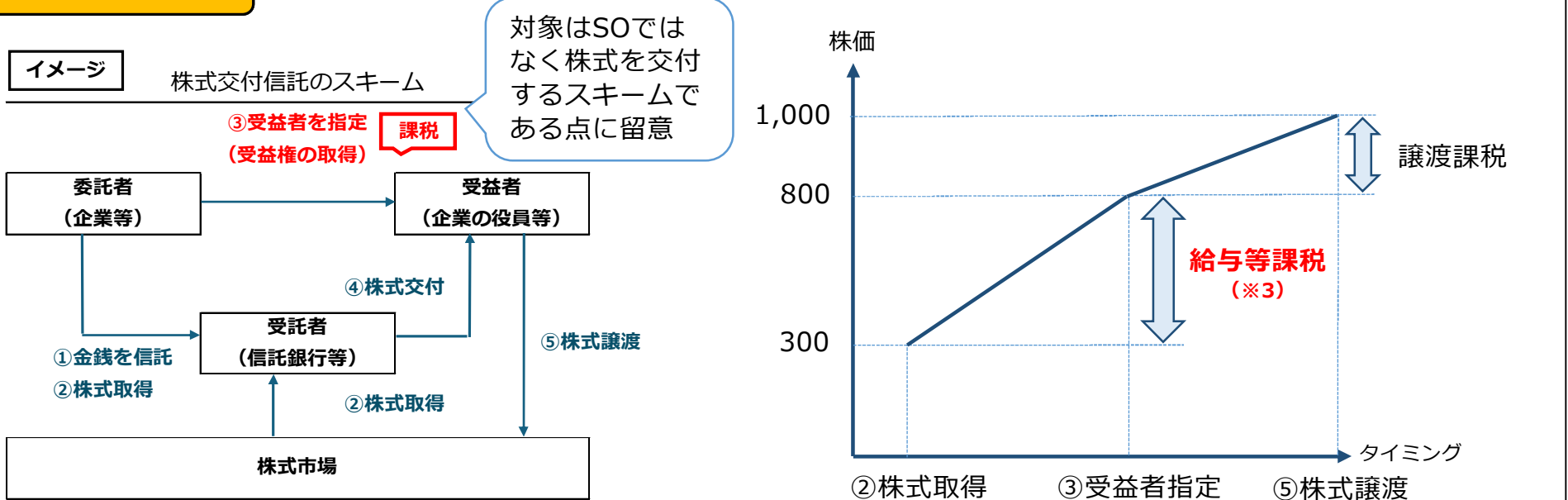
令和8年1月1日以後の特定株式等の取得から適用

法人課税信託に係る所得税の課税の適正化 (所得税)

ポイント

受益者等の存在しない信託（法人課税信託）に受益者等が存在することとなった場合で、当該信託が特定法人課税信託（※1）であるときは、その信託財産に属する特定株式（※2）をその時の価額（※3）で取得したものとみなして、当該**受益者等の給与所得等として課税**されることとなります。

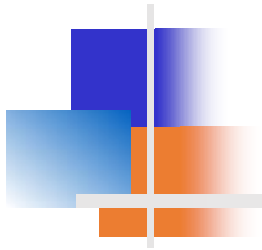
改正内容



- ※1 「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行法人等が委託者となる受益者等の存在しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう
- ※2 「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう
- ※3 株式の取得に係る経済的利益については、現行では帳簿価額で引き継がれるが、改正案では株式の取得価額を時価に切り上げて、給与等として課税される。【計算式】受益者の所得 = 特定株式の時価 - 特定株式の帳簿価額

適用時期

明記なし



土地住宅税制

住宅ローン減税の拡大 (所得税・住民税)

ポイント

子育て支援の観点から、子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、一定の要件を満たす場合には、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

改正内容

【対象者】 下記のいずれかに該当する者（特例対象個人）

- ・ 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- ・ 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

【対象住宅】 下記の認定住宅等の新築等をし、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

- ・ 認定住宅等（※1）の新築
- ・ 認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得
- ・ 買取再販認定住宅等（※2）の取得

※1 認定住宅：認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

認定住宅等：認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

※2 買取再販認定住宅等：認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

【住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）】

認定住宅等の区分	借入限度額	
	現 行（R6.1.1以降に居住）	改正案
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

【留意点】

- ・ 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置
⇒令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用可能
- ・ その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様

適用時期

令和7年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

租税特別措置法等の延長・拡充等

(固定資産税・都市計画税・登録免許税・印紙税・不動産取得税)

ポイント

各税目に係る制度の延長・拡充等については次のとおりです。

改正内容

【延長・拡充等：固定資産税・都市計画税、登録免許税、印紙税、不動産取得税】

項目	延長・拡充
1. 所有者不明土地の利用の円滑化等に係る固定資産税・都市計画税の特例 地域福利増進事業に係る土地及び償却資産の課税標準を最初の5年間は2/3に軽減	令和9年3月 31日まで 2年延長
2. 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額 〔特例の内容〕 管理計画認定マンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、各区分所有者に課される工事翌年度の建物部分の税額を減額（1/6～1/2の範囲において市町村の条例で定める割合（参酌基準：1/3）） 〔見直し等の内容〕 マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められたときは、当該マンションの区分所有者から減額に係る申告書の提出がなかった場合においても減額を受けることができることとした上、延長	
3. 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額 〔特例の内容〕 税額を5年間減額（1/2～5/6の範囲内において市町村が条例で定める割合（参酌標準：2/3））	
4. 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税	

租税特別措置法等の延長・拡充等

(固定資産税・都市計画税・登録免許税・印紙税・不動産取得税)

改正内容

項目	延長・拡充
5. 信用保証協会等が、その保証に係る担保としての抵当権設定登記等の登録免許税の税率軽減 軽減税率を 1,000 分の 2 (現行: 1,000 分の 1.5) に引き上げた上、延長	令和10年3月 31日まで 3年延長
6. 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税非課税	
7. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税非課税	令和7年8月 31日まで延長
8. 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等 を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の 居住の用に供された場合に係る不動産取得税の減額	令和9年3月 31日まで 2年延長
9. 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向けの賃貸住宅に係る不動産取得税の課税 標準の特例及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額 〔特例の内容〕 家屋⇒課税標準から1,200万円/戸を控除 土地⇒税額から150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか 大きい額に税率を乗じて算出された額を減額	
10. 政府の補助を受けて取得した一定の燃料電池自動車用水素充填設備に係る固定資産税の課税標準の特例 対象となる燃料電池自動車用水素充填設備の取得価額要件を3億円以上(現行: 1億5,000万円以上) に引き上げた上、延長	令和7年4月1 日から令和9 年3月31日 まで適用

租税特別措置法等の延長・拡充等

(固定資産税・都市計画税・登録免許税・印紙税・不動産取得税)

改正内容

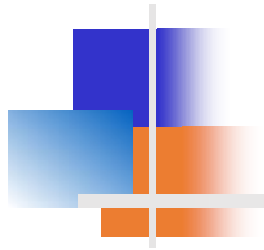
項目	延長・拡充
11. 令和2年7月豪雨（いわゆる熊本豪雨）により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例	引続き 適用
12. 令和2年7月豪雨により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例	
13. 令和2年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例	

租税特別措置法等の廃止 (固定資産税・都市計画税)

改正内容

【廃止：固定資産税・都市計画税】

項目	延長・廃止
1. 平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	令和7年3月31日をもって 廃止
2. 平成28年熊本地震により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額	
3. 平成30年7月豪雨（いわゆる西日本豪雨）による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	
4. 平成30年7月豪雨により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額	
5. 平成30年7月豪雨により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例	



その他

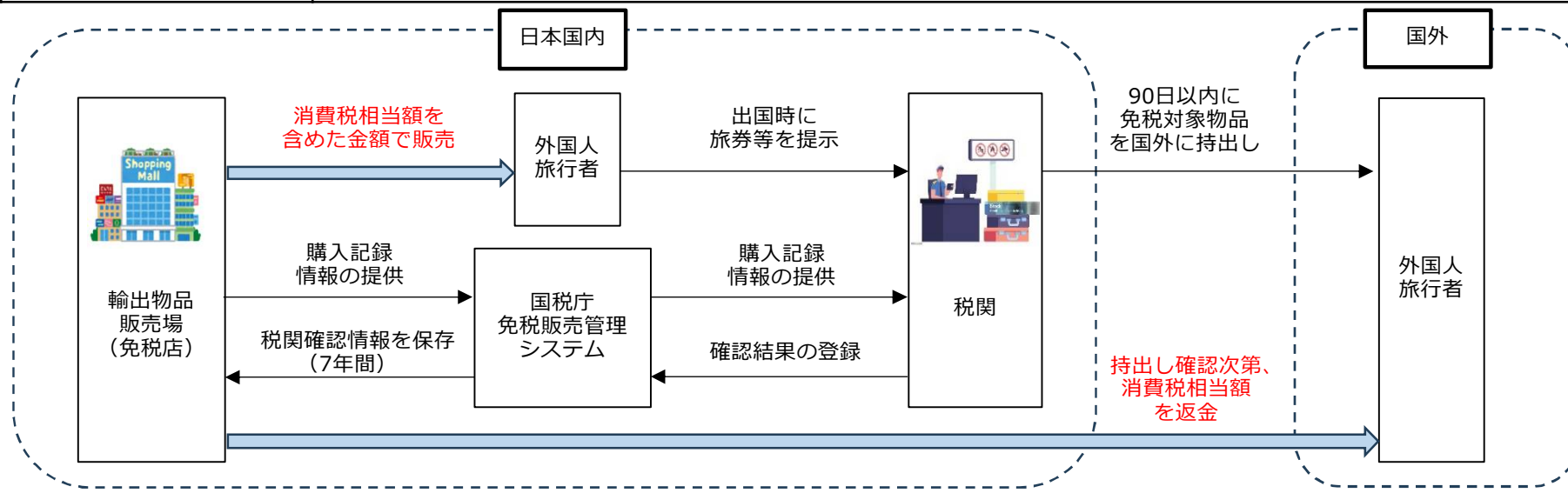
外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し① (消費税・酒税)

ポイント

外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の排除を目的とし「リファンド方式」が導入されます。

改正内容

項目	見直し事項
免税方式	リファンド方式となります。 リファンド方式とは、輸出物品販売場（免税店）が外国人旅行者に免税対象物品を販売する場合に、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認されたときに、輸出物品販売場（免税店）から外国人旅行者に対し消費税相当額を返金する仕組みとなります。



適用時期

令和8年11月1日から適用

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し②（消費税・酒税）

ポイント

「リファンド方式」の導入による免税店事業者の販売手続きの負担増を避けるため、また外国人旅行者の利便性向上のために下記の措置が講じられます。

改正内容

項目	見直し事項
免税対象物品の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 消耗品について外国人旅行者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装（封印付き半透明袋等）の廃止・ 一般物品（家電、衣料品等）と消耗品（飲食料品、化粧品類等）の区分の廃止・ 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件の廃止・ 金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める
免税販売手続	<ul style="list-style-type: none">・ 100万円（税抜）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える・ 外国人旅行者が輸出物品販売場（免税店）で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を引き渡す【直送】による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第7条の輸出免税制度により消費税を免除することができる・ 外国人旅行者が輸出物品販売場（免税店）で購入した免税対象物品について、その外国人旅行者が別途国外へ配送する【別送】をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを廃止 ⇒令和7年3月31日をもって廃止

適用時期

令和8年11月1日から適用

電子帳簿保存制度の見直し

ポイント

電子取引データ保存制度について、重加算税の加重措置の対象及び所得税の青色申告特別控除の適用要件の見直しがされます。

改正内容

(1) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置

【現行】

スキャンデータや電子取引データに関しての隠蔽仮装の事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正決定等があった場合には、通常は35%（又は40%）の重加算税に10%の加重がされます。

【改正案】

下記の要件に従って保存された電子取引データは、重加算税を10%加重する措置の対象から除外されます。

(2) 所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件

電子取引データを国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システム（特定電子計算機処理システム）を使用したうえ、以下の要件を満たす保存を行うことで、適用要件を満たすことが可能とされます。

適用要件

- ① 訂正削除の履歴を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用して授受及び保存を行うこと
- ② 金額に係る事項につき訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正削除の事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用して授受及び保存を行うこと
- ③ 請求書・納品書等の重要事項に通常記載される取引情報に電磁的記録の記録事項と、その取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと
- ④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引データの授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと

◎電子取引データの保存には、「検索機能の確保」、「システム概要書・見読可能装置の備付け」の要件に従った保存を行う必要があります。

適用時期

- (1) 令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用
- (2) 令和9年分の所得税から適用

適用にあたってはあらかじめ届出書の提出が必要となります。

納税者の利便性向上等 (所得税・地方税)

ポイント

納税者の利便性向上のため以下の措置が講じられます。

改正内容

項目	改正案
1. 所得税法等の本人確認方法	署名用電子証明書を送信する方法に代えて、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることもできるようになります。
2. 生命保険料控除等（※1）の添付書類	生命保険料控除等の適用においては、現行の控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できるようになります。 ◎確定申告期限等から5年間、税務署からの求めがあった場合、その控除証明書を提示又は提出する必要があります。
3. 納税通知書等に係るeLTax経由での送付	地方税関係通知のうち、一定の税目（※2）の納税通知書等について、地方公共団体は電子的に副本を送付することができるようになります。 (1) 納税通知書等を受けた者からの申出により、地方公共団体は当該納税通知書等により通知した事項をeLTaxを経由し、提供することができるようになります。 (2) 過去に上記（1）の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達する場合、地方公共団体は、その納税通知書等により通知した事項をeLTaxを経由し、提供することができるようになります。 (3) その他所要の措置が講じられます。

※1 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除

※2 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割

適用時期

1. 明記なし
2. 令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用
3. 法人は令和9年4月1日以後について適用、個人は令和10年4月1日以後について適用

その他納税環境整備 (国税・地方税)

ポイント

その他納税環境整備のため以下の見直しがされます。

改正内容

項目	改正案
1. 添付書面等の記載事項等のスキャナ読取要件等の見直しによるe-Taxの利便性向上	<ul style="list-style-type: none">・ e-Taxにより、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をイメージデータで送信する場合等の要件について、以下の見直しがされます。 また、本改正に伴いe-Taxにより申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修がなされます。<ul style="list-style-type: none">(1) 読取り等の要件を現行の「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上」から「白色から黒色までの階調が256階調以上」であることに変更され、グレースケールによる読み取りができるようになります。(2) ファイル形式にJPEG (JPG) 形式を加えることとされます。・ 令和6年度税制改正での「GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上」について、GビズIDメンバーを活用して企業の内部統制を担保しつつ、e-Taxの利便性の更なる向上に向けたシステム改修がなされます。
2. 法人税に関する閲覧等できる関係書類	<p>外形標準課税の適用対象法人が見直されたこと（令和6年度税制改正）に伴い、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に以下の書類が追加されます。</p> <p>【追加書類】 国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類</p>

適用時期

1. (1) 明記なし (2) 令和10年1月1日から施行
2. 令和8年4月1日から施行

令和7年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 愛知実希、石井学、石山大助、岩本治子、遠藤真翔、大黒裕子、川東祐子、櫻井健介、佐々木勇人、高橋秀平、鶴岡拓弥、半井重行、松嶋良太、森岡伸行、山本孝幸
- 〔城 南〕 上杉唯文、浦晃弘、沖敦、古閑俊郎、小坂光重、櫻井雅美、佐々木直美、佐藤晶子、鈴木光、須藤良明、近森洋介、西岡慶樹、錦織佳子、西村隆之、日比泰央、福原聡、松本純、山川学武
- 〔神奈川〕 中村浩之

事 務 局

- 〔本 部〕 高尾英一、長谷川ルリ子、土田道太
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和6年12月20日に公表された「令和7年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和7年度に予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。